○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第三百七十四号小金井都市計画道路事業三・四・三号新小金井貫井線
三　事業施行期間　自平成九年三月六日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千百七十号西東京都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線
三　事業施行期間　自平成十二年十一月十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第十号西東京都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線
三　事業施行期間　自平成十四年一月十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都西東京市東伏見一丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第四十六号東京都市計画公園事業第九・六・一号篠崎公園
三　事業施行期間　自平成五年一月十二日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成五年建設省告示第四十六号、平成六年建設省告示第千九百十三号、平成八年建設省告示第二千百五十八号、平成十三年関東地方整備局告示第百七号、平成十三年関東地方整備局告示第二百九十二号、平成十六年関東地方整備局告示第三百七十四号、平成二十年関東地方整備局告示第百九十六号及び平成二十一年関東地方整備局告示第十七号の事業地のうち東京都江戸川区上篠崎四丁目、西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都江戸川区西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十二年三月三十日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和二十八年建設省告示第三百六十七号東京都市計画公園事業第七・六・十五号石神井公園
三　事業施行期間　自昭和二十八年三月三十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和二十八年建設省告示第三百六十七号、昭和三十年建設省告示第八百八十二号、昭和三十一年建設省告示第千九百十七号、昭和三十三年建設省告示第九百九十号、昭和三十四年建設省告示第千五百八十六号、昭和三十八年建設省告示第八百十三号、昭和四十三年建設省告示第七百一号、昭和四十六年建設省告示第五百九十一号、昭和四十八年建設省告示第六百四号、昭和五十一年建設省告示第四百二十七号、昭和五十六年建設省告示第五百三十三号、昭和六十一年建設省告示第三百二号、平成三年建設省告示第五百八十六号、平成七年建設省告示第五百四十五号、平成七年建設省告示第千八百四十二号、平成十一年建設省告示第二百十五号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十二号、平成二十年関東地方整備局告示第三十号の事業地のうち東京都練馬区石神井町五丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都練馬区石神井台一丁目、石神井台二丁目及び石神井町五丁目地内